ロ　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準

ハ　平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

二　第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）

（法第百十五条の四十五の六第一項の厚生労働省令で定める期間）

第百四十条の六十三の七　法第百十五条の四十五の六第一項の厚生労働省令で定める期間は、法第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一の規定により読み替えて準用する法第七十条の二第一項に規定する期間を勘案して市町村が定める期間とする。

第百四十条の六十四第二号を削り、同条第一号中「第百十五条の四十五第一項第一号」を「第百十五条の四十五第一項第二号」に改め、同号に次のように加え、同号を第二号とする。

ホ　地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためリハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当該介護予防に関する活動の支援を行う事業

第百四十条の六十四第二号の前に次の一号を加える。

一　第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

第百四十条の六十六（見出しを含む。）中「第百十五条の四十六第五項」を「第百十五条の四十六第六項」に改め、同条第一号及び第二号中「第百十五条の四十六第四項」を「第百十五条の四十六第五項」に改め、同条の次に、次の二条を加える。

（法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるとき）

第百四十条の六十六の二　法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるときは、おおむね一年以内ごとに一回、市町村が適当と認めるときとする。

（地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容）

第百四十条の六十六の三　法第百十五条の四十六第十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

一　名称及び所在地

二　法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者である場合はその名称

三　営業日及び営業時間

四　担当する区域

五　職員の職種及び員数

六　事業の内容及び活動実績

七　その他市町村が必要と認める事項

第百四十条の六十七中「法人であって」を「者（包括的支援事業（法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合においては、法人）であって」に改める。

第百四十条の六十七の次に、次の一条を加える。

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第百四十条の六十七の二　市町村は、包括的支援事業（法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合においては、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

一　当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

二　当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

三　介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針

四　第一号介護予防支援事業の実施方針

五　介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針

六　法第百十五条の四十八第一項に規定する会議の運営方針

七　当該市町村との連携方針

八　当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針

九　その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

第百四十条の六十九を次のように改める。

（法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十九　法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第百四十条の六十二の三第二項各号に掲げる基準を遵守している者であること。

二　第一号介護予防支援事業を実施する場合にあっては、地域包括支援センターの設置者であること。

第百四十条の七十の見出し中「第百十五条の四十五第二項第三号」を「第百十五条の四十五第一項第一号ニ」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第百十五条の四十七第六項」を「第百十五条の四十七第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第百十五条の四十五第二項第三号」を「第百十五条の四十五第一項第一号ニ」に改め、同条第一項各号及び第三項中「第百十五条の四十五第二項第三号」を「第百十五条の四十五第一項第一号ニ」に改める。

第百四十条の七十一（見出しを含む。）中「第百十五条の四十七第六項」を「第百十五条の四十七第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審査及び支払の事務の一部を受託できる法人）

第百四十条の七十一の二　法第百十五条の四十七第七項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であって当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して委託するものとする。

第百四十条の七十二に次の一項を加える。

2　市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

第五章中第百四十条の七十二の次に次の二条を加える。

（支援対象被保険者の範囲）

第百四十条の七十二の二　法第百十五条の四十八第二項に規定する厚生労働省令で定める被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

一　要介護被保険者

二　居宅要支援被保険者等

三　その他市町村が支援が必要と認める被保険者

（令第三十七条の十六の負担金に係る算定）

第百四十条の七十二の三　令第三十七条の十六第一項の負担金は、次の各号に掲げる同条第二項各号の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる方法により支払うものとする。

一　令第三十七条の十六第二項第一号に掲げる第一号事業支給費　当該第一号事業支給費の請求に対する支払が行われる各月

二　令第三十七条の十六第二項第二号に掲げる額　当該年度内

2　前項第一号に係る支払は、指定事業者に対して、施設所在市町村が支払う第一号事業支給費を保険者市町村が支払うことにより行うことができる。